

- 一、請負権利譲渡ハ絶対ニ禁止セラレ居ルニ付之ニ関スル要求事項ヲ撤回セラレタリ
- 一、賃金値下ハ己ムヲ得カレモ、ニテ平均一日十弍ヲ支給スル事ヲ承諾ス
- 一、休業日ノ日給ハ支給スル事能ハス
- 一、宿泊料及食費ハ従来七十弍ナリレカ四十弍ニ値下ス
- 一、宿泊場ノ設備ノ改善ハ之ニ應ズベシ

七、経過

(1) 労働者側
 A、争議参加者十九名ハ下谷區金杉町_下ハ。所在土工部屋ニ集
 合シ十四日以降罷業シツ、アリ

(2) 事業主側
 争議団員ノ切崩ト金策(所謂預り金_{約八百円})ニ狂奔シツ、アリ
 殊ニ十四、十五両日罷業ノ為市ヨリ請負ヲ取消サレタル為之

カ回復ヲ圖リツ、アリ
 (3) 交渉状況

十五日午後十時廿分東山組事務所ニ於テ
 事業主平田ハ
 争議団側若井勇藏外七名
 ト會見シ

平田ヨリ 預り金ノ支給延期ヲ懇願シ争議団側ハ考慮ヲ約
 シ會見ヲ了レリ

右及申(通)報候也